

一般社団法人日本きのこ学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本きのこ学会と称し、英文では Japanese Society of Mushroom Science and Biotechnology と称する。略称は JSMSB とする。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 当法人は、きのこに関する学理とその応用技術について、発表、連絡、知識の交換、情報の提供を行う場となることにより、きのこの科学技術に関する研究の普及を図り、わが国の学術と関連産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会誌「日本きのこ学会誌」の発行
- (2) 年次大会の開催
- (3) 学理と新技術の普及および実習研修を目的とした技術研修会の開催
- (4) シンポジウムの開催
- (5) 日本きのこ学会各賞の授賞
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

電子公告できない場合には、官報に掲載する方法による。

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 当法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 学生会員 当法人の目的に賛同して入会した、就学中の個人
- (3) 名誉会員 きのこ学または当法人の発展に功績があった満70歳以上の個人。名誉会員の推挙は、名誉会員選考規程による
- (4) 特別会員 当法人の目的に賛同して入会し、満70歳以上であることを申告した個人
- (5) 団体会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (6) 購読会員 当法人の会誌の購読のみを希望する団体
- (7) ジュニア会員 当法人の目的に賛同し、保護者の同意を得て入会した、入会年の4月1日時点で18歳未満の個人。なお、本号の規定は、前記の個人が学生会員になることを妨げるものではない。ただし、保護者の同意を得ることは必要なものとする。

(会員の権利等)

第7条 会員は、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）に規定された次の権利を、社員と同様に行使できる。ただし、正会員以外は当法人定款および当法人規則により、権利が一部制限される場合がある。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第51条第4項および52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (5) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）

- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項および第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(入会)

第8条 当法人に入会しようとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局に申し込まなければならない。団体会員は、当法人に対する代表者の氏名を事務局に届けなければならない。会長が入会を認め、所定の会費の納入により、入会とする。なお、特別会員は、特別会員の条件を満たす年齢となる前年度に入会の申し込みができる。

(退会および会員資格の喪失)

第9条 会員は、当法人所定の退会届を提出して、いつでも退会することができる。

2. 会員は、次の各号に該当する場合には、その地位を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、または解散したとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 第10条により除名されたとき
- (5) 社員総会での全員の同意があったとき

(除名)

第10条 当法人は、会員に法令違反や公序良俗に反する著しい非行、その他当法人の名誉を著しく傷つけ、または当法人の目的に反する行為があったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(会費)

第11条 当法人の会費の金額については、社員総会の議決による。

- 2 名誉会員の会費は、免除する。
- 3 会費は、当該暦年の前納制とする。特別会員の会費は、特別会員となる年度の会費から適用する。
- 4 会費が前納されない場合は、会費が納入されるまで会員としての権利を停止する。
- 5 既納の会費は、前記第9条による会員資格の喪失の場合、返却しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名または名称および住所を記載した会員名簿を作成し、管理する。

第4章 代議員

(代議員および定数)

第13条 この法人に、70名以内の代議員を置き、代議員をもって一般社団法人上の社員とする。

2 代議員の定数は、社員総会で定める選挙規程に基づき定める。

(代議員の選出)

第14条 代議員は、社員総会で定める選挙規程に基づいた方法により、正会員のうち被選挙人資格者である者および団体会員代表者から選出する。

- (1) 会長候補として社員総会の推薦を受けた者1名
- (2) 第1号の定めにより選出された者を除き、会員による選挙によって得票数上位の者で、社員総会において理事候補者に選出されることに同意した4名以内
- (3) 第1号および第2号の定めにより選出された者を除き、団体会員代表者による選挙によって得票数最上位の者で、社員総会において理事候補者に選出されることに同意した1名
- (4) 会員による選挙で選出された会長候補者が、第2号および第5号に定める方法により、総会で選出された5名の理事候補者と協議の上で選任した理事候補者5名以内

2 代議員の選挙は、社員総会で定める選挙規則に基づいて行う。ただし、団体会員代表者は、選挙によらず代議員とする。

(職務・権限)

第15条 代議員は、社員として社員総会に出席し、社員総会での議決権を有するものとする。

(代議員の任期)

第16条 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再選を妨げない。

2 代議員が、一般法人法に基づく社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、または役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が解決するまでの間、当該代議員は社員としての地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員を選任および解任ならびに定款の変更に関する議決権を有しない。

第5章 会議

(会議)

- 第17条 当法人の会議は、社員総会、理事会、編集委員会、その他各種専門委員会および諮問委員会とする。
- 2 会議の運営について、この定款に定めのない事項は、別に定める規定によるものとする。

第6章 社員総会

(社員総会)

- 第18条 社員総会は、全ての代議員をもって構成する。
- 2 社員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。
- 3 当法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(開催および招集)

- 第19条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に会長が招集する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、会長は、理事会の決議を経て臨時社員総会を招集することができる。
- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 社員総会を構成する代議員の5分の1以上から、会長に請求があったとき

(決議の方法)

- 第20条 社員総会の決議は、この定款または法令に別に定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席代議員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長がこれを決定する。ただし、一般法人法第49条第2項(本定款第21条)の定めによる決議は、総代議員の半数以上の出席代議員においてその議決権数の3分の2以上の多数をもって行う。

(社員総会決議事項)

- 第21条 社員総会では、次に掲げる事項を決議する。
- (1) 事業計画および収支予算の承認
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 理事および監事の選任または解任
- (4) 定款および規定等の変更
- (5) 定款で規定する事項
- (6) その他理事会または社員総会が必要と認めた事項
- (7) 会員の除名および代議員の解任
- (8) 監事の解任
- (9) 役員などの責任の一部免除
- (10) 事業全部の譲渡
- (11) 法人の解散
- (12) 吸収合併契約または新設合併契約の承認

(議決権)

- 第22条 各代議員は、各一個の議決権を有する。

(議長)

- 第23条 社員総会の議長は、会長が務める。会長、副会長ともに事故あるときは、出席代議員の互選により決める。

(代理)

- 第24条 社員総会に出席できない代議員は、その他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

- 第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長および出席した代議員(理事)のうちから、その会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

(会員への通知)

- 第26条 社員総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

(決議および報告の省略)

- 第27条 理事が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が、代議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、代議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、

当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第7章 役員

(役員数)

第28条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上11名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち1名を副会長とする。

(役員を選任等)

第29条 役員は、次の方法により選出する。

- 1 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長および副会長の選任は、理事会の決議により選任する。選任にあたり、社員総会から推薦のあった候補者を参考にすることができる。
- 3 社員総会の決議により、会長および副会長候補を理事会に推薦することができる。
- 4 社員総会の決議に先立ち、正会員および団体会員代表者の投票により、会長候補者を選出する選挙を行うことができる。

(理事および監事の任期)

第30条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会終了の時までとする。

- 2 任期の途中で補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。また、団体会員の代表者が任期途中で変更となる場合、代替の団体会員代表者を選任するものとし、その任期は、前任者の残任期間と同一とする。ただし、後任代表者の被選挙権については、本学会会長・理事・代議員選挙規程第2条を満たすものとする。
- 3 会長の連続3選は、行わないものとする。

(役員職務)

第31条 会長は当法人を代表し、会務を総理し、会議を招集してその議長になる。

- 2 副会長は、会長を補佐して当法人の業務を掌握する。
- 3 理事は、会長および副会長を補佐し、理事会を組織し、当法人に係る事項を審議し執行する。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(役員報酬)

第32条 役員は、無報酬とする。

(幹事)

第33条 会長は、会務遂行のため幹事を委嘱することができる。幹事の任期は、委嘱した会長の任期の範囲内とする。

(各種委員)

第34条 会長は、会務遂行のため理事会の承認を得て、各種委員を委嘱することができる。

(取引の制限)

第35条 理事が、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする、当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする、当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第8章 理事会

(構成)

第36条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。また、理事の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、役員、各種委員、幹事に出席を求め、報告等を依頼することができる。

(権限)

第37条 理事会は、当法人の業務を遂行し、この定款の定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 各種規程等の制定、変更および廃止に関する事項の検討ならびに社員総会への提案

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 下記に掲げる重要な業務執行の決定
 - ア 重要な財産の処分および譲受
 - イ 多額の借財
 - ウ 重要な使用人の選任および解任
 - エ 従たる事務所、その他の重要な組織の設置、変更および廃止
 - オ 理事の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための、体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
 - カ その他必要な業務執行の決定

(理事会の開催および招集)

第38条 理事会は、会長が毎年2回以上招集する。この場合、会日より少なくとも1週間以上前に、会議の目的を記載した書面をもって通知する。

- 2 理事会構成員の過半数から請求のあったときは、1項同様に臨時招集の通知をする。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長が担当する。ただし、会長、副会長ともに事故あるときは、出席理事の互選により決める。

(決議)

第40条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する出席理事の過半数の賛成をもって決議する。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(会員への通知)

第42条 理事会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知する。

第9章 会計

(事業年度)

第43条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(経費)

第44条 当法人の運営経費は、会費、寄附金、出版物の売上金、預貯金利子等の収入をもってあてる。

(事業計画および収支予算)

第45条 当法人の事業計画および収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所および従たる事務所に、当該年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配禁止)

第46条 当法人の剰余金は、これを分配してはならない。

(決算)

第47条 当法人の収支決算は、毎事業年度終了後速やかに監査を受け、理事会の議決を経て定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が解散(合併または破産による解散を除く)した時に残存する財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人および公益財団法人の認定に関する法律(以下「認定法」という。)第5条17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与する。

第10章 附則

(最初の事業年度)

- 1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

(設立時の役員)

2 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事 松井徳光
設立時理事 松井徳光, 會見忠則, 霜村典宏, 高島幸司, 中谷誠
設立時監事 松井梢

なお、設立時の理事の任期は、初年度に関する定時社員総会終結の時までとする。

(設立時の社員)

3 当法人の設立時社員は、次のとおりとする。

1. 住所 (省略)
氏名 松井 徳光
2. 住所 (省略)
氏名 會見 忠則
3. 住所 (省略)
氏名 霜村 典宏
4. 住所 (省略)
氏名 高島 幸司
5. 住所 (省略)
氏名 中谷 誠

(代議員選挙)

設立後最初の代議員選挙は、令和4年12月末日とし、任意団体日本きのこ学会の選挙規程に準拠して行うこととする。

(2) 選出された代議員を新たな社員として、法律上の社員に加えることとする。

(法令の準拠)

この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他の法令等によるものとする。

以上、一般社団法人日本きのこ学会設立のため、設立時社員 松井徳光, 會見忠則, 霜村典宏, 高島幸司, 中谷誠, 以上5名の定款作成代理人である司法書士谷本修一は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和4年3月1日

設立時社員

住所 (省略)
氏名 松井 徳光
住所 (省略)
氏名 會見 忠則
住所 (省略)
氏名 霜村 典宏
住所 (省略)
氏名 高島 幸司
住所 (省略)
氏名 中谷 誠

以上設立時社員の定款作成代理人

住所 (省略)
司法書士 谷本 修一
登録番号 (省略)